

規則第39号  
令和7年12月16日

府中町情報公開条例施行規則をここに公布する。

府中町長 寺尾 光司

府中町情報公開条例施行規則

府中町情報公開条例施行規則（昭和58年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、府中町情報公開条例（令和7年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（行政文書開示請求書）

第2条 条例第6条に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（様式第1号）のとおりとする。

（開示決定通知書等）

第3条 条例第7条第1項から第3項までに規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書のとおりとする。

- (1) 行政文書の全部を開示する旨の決定 行政文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 行政文書の一部を開示する旨の決定 行政文書部分開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 行政文書を開示しない旨の決定（次号又は第5号に掲げる決定を除く。） 行政文書不開示決定通知書（様式第4号）、行政文書不開示決定通知書（形式上の不備）（様式第5号）又は条例適用外通知書（様式第6号）
- (4) 行政文書を開示しない旨の決定（条例第13条の規定により開示請求を拒否する場合） 行政文書存否応答拒否通知書（様式第7号）
- (5) 行政文書を開示しない旨の決定（開示請求に係る行政文書を保有していない場合） 行政文書不存在通知書（様式第8号）

（決定期間延長通知書等）

第4条 条例第8条第2項に規定する書面は、決定期間延長通知書（様式第9号）のとおりとする。

2 条例第8条第3項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（様式第10号）のとおりとする。

3 条例第8条第4項に規定する書面は、決定期間特例延長通知書（災害等）（様式第11号）のとおりとする。

（行政文書の写しの交付）

第5条 行政文書の写しを交付するときの交付の部数は、実施機関が特に必要と認める場合を除き、請求1件につき1部とする。

(事案移送通知書)

第6条 条例第14条第1項に規定する書面は、行政文書開示請求事案移送通知書（様式第12号）のとおりとする。

(第三者に対する意見照会等)

第7条 実施機関は、条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、意見照会書（様式第13号）により通知するものとする。

2 条例第15条第3項に規定する書面は、行政文書開示通知書（様式第14号）のとおりとする。

3 条例第15条第4項に規定する書面は、決定期間延長通知書（第三者不在等）（様式第15号）のとおりとする。

(写しの交付に要する費用)

第8条 条例第16条の規定により行政文書の写しの交付を受けるものが負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 町の設置する複写機により写しを作成する場合及び町の設置する印刷機により用紙に出力する場合

- ア 白黒でB5からA3のとき 1枚につき10円
- イ 白黒でA2のとき 1枚につき40円
- ウ 白黒でA1のとき 1枚につき60円
- エ カラーでB5からA3のとき 1枚につき60円

(2) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要する実費

(3) その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

(写しの送付の求め)

第9条 実施機関の開示決定に基づき行政文書の開示を受けるものは、送付に要する費用を納付して、当該行政文書の写しの送付を求めることができる。

(諮詢通知等)

第10条 条例第19条第1項の規定により実施機関が府中町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮詢するときは、諮詢書（様式第16号）により行うものとする。

2 実施機関は、条例第19条の規定により審査会に諮詢した場合は、情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書（様式第17号）により、条例第20条各号に掲げる者に通知するものとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第31条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 開示請求の状況
- (2) 開示又は不開示の決定の状況

2 前項の規定による運用状況の公表は、府中町町民広報に登載すること等により行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の府中町情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に開示請求があったものについて適用し、同日前に府中町情報公開条例（昭和58年条例第10号）第4条の規定による情報の公開の請求又は同条例第11条の規定による情報の公開の申出があったものについては、なお従前の例による。

(府中町情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

3 府中町情報公開・個人情報保護審査会規則（平成15年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「府中町情報公開条例（昭和58年条例第10号。以下「情報公開条例」という。）」を「府中町情報公開条例（令和7年条例第23号。以下「情報公開条例」という。）」に改める。

第2条中「事項」を「重要事項」に改める。

(揚倉山健康運動公園整備等事業者選定委員会設置規則の一部改正)

4 揚倉山健康運動公園整備等事業者選定委員会設置規則（令和7年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第1号中「府中町情報公開条例（昭和58年条例第10号）第5条に規定する非公開情報」を「府中町情報公開条例（令和7年条例第23号）第10条に規定する不開示情報」に改める。

## 様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	行政文書開示請求書	第2条
様式第2号	行政文書開示決定通知書	第3条
様式第3号	行政文書部分開示決定通知書	第3条
様式第4号	行政文書不開示決定通知書	第3条
様式第5号	行政文書不開示決定通知書（形式上の不備）	第3条

様式第 6 号	条例適用外通知書	第 3 条
様式第 7 号	行政文書存否応答拒否通知書	第 3 条
様式第 8 号	行政文書不存在通知書	第 3 条
様式第 9 号	決定期間延長通知書	第 4 条
様式第 10 号	決定期間特例延長通知書	第 4 条
様式第 11 号	決定期間特例延長通知書（災害等）	第 4 条
様式第 12 号	行政文書開示請求事案移送通知書	第 6 条
様式第 13 号	意見照会書	第 7 条
様式第 14 号	行政文書開示通知書	第 7 条
様式第 15 号	決定期間延長通知書（第三者不在等）	第 7 条
様式第 16 号	諮詢書	第 10 条
様式第 17 号	情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書	第 10 条